

各務原市立那加中学校 いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

各務原市立那加中学校

1. いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法より抜粋)

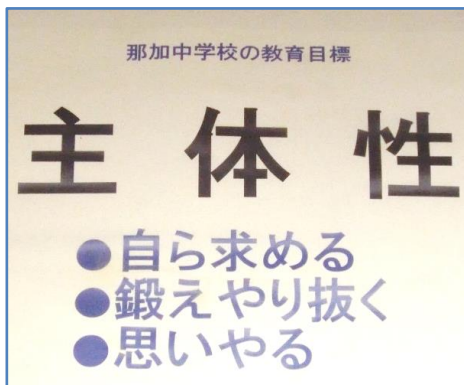
【いじめの定義 第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係になる他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

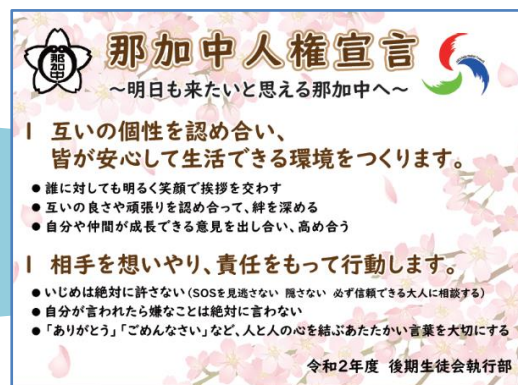
(2) 那加中学校の基本方針（構え）

那加中学校では、下記の「学校教育目標」ならびに「那加中人権宣言」の実現を目指し、教育活動全体で「居場所づくり」「絆づくり」を大切に取り組みます。

【那加中学校の教育目標】



【那加中人権宣言】



【学級目標】

- ・1年間を貫く学級目標を教室に掲示する。
- ・学級開き後に学級への願いを出し合い、掲示する。
- ・生活の約束を話し合い、掲示する。
- ・いじめ、仲間外れを許さないことを話し合い、掲示する。

【那加中人権宣言の詳細】

【那加中人権宣言】～明日も来たいと思える那加中へ～

- 1 互いの個性を認め合い、皆が安心して生活できる環境をつくります。
 - 誰に対しても明るく笑顔で挨拶を交わす
 - 互いの良さや頑張りを認め合って、絆を深める
 - 自分や仲間が成長できる意見を出し合い、高め合う
- 1 相手を想いやり、責任をもって行動します
 - いじめは絶対に許さない（SOSを見逃さない 隠さない 必ず信頼できる大人に相談する）
 - 自分が言われたら嫌なことは絶対に言わない
 - 「ありがとう」「ごめんなさい」など、人と人の心を結ぶあたたかい言葉を大切にする

(3) 那加中学校のいじめに対する構え

下記の基本認識に基づき、いじめの防止等に取り組みます。

『いじめは、絶対に許されない』

『いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る』

『いじめは、自分から言いづらい』

『いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい』

また全教育活動において、生徒と教師が安心・安全を最優先に次のような構えで取り組みます。

- 生 徒：生徒は「那加中人権宣言」の理解に努め、誰もが安心して生活できる仲間関係を構築する。
- 教 師：いじめは絶対に許さない。いじめの防止と対応に全力で取り組み、子どもたちを守る。
- 保護者：我が子との会話を増やし、身の回りの持ち物等にも気を配り、学校と連携して子どもたちを見守る。
- 地 域：地域の活動や登下校の様子で気になる姿が見られた場合、積極的に声をかけ、学校にも連絡する。

2. いじめ対策に係る組織

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行い、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」等の組織を設置します。

第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

【いじめ未然防止・対策委員会】

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、下記のメンバーでいじめ問題に取り組みます。また委員会は、取り組みの検証等に加え、相談・通報窓口、情報の収集と管理、緊急時の対応の中核を担います。

【学校内】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援教育コーディネーター、教育相談主任、養護教諭、当該学年主任、当該学級担任、心の教育相談員

【学校外】

P T A会長（本部役員）、学校評議員、主任児童委員、民生児童委員（いじめ未然防止・対策担当を2～3名委嘱）、教育委員会関係者、校医等

【日常的な対応】

①企画会議（主任会）

校長、教頭、教務主任、◎生徒指導主事、学年主任
※週に1回開催：各学年の状況を把握し、対策等を検討します。

②運営委員会

校長、教頭、◎教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、指導部長
※約2ヶ月に1回開催：経営会議（主任会）等で出された事案等を検討し、対応等について協議します。

③いじめ不登校対策委員会

生徒指導主事、◎教育相談主任、保健主事、学年主任
（※①と兼ねる場合もある）
※主に不登校を中心に、不登校の要因といじめ問題等の関連を協議します。

【緊急を要する対応】

P T A会長（本部役員）、学校運営協議会委員、各務原警察署、主任児童委員、民生児童委員（いじめ未然防止・対策担当を2～3名委嘱）、教育委員会関係者、校医等

【重大問題と判断される時の対応】

※生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
・各務原市教育委員会へ速やかに「第一報」を報告し、教育委員会指導の下、事実関係を明確にするための調査にあたります。
・重大時は、直ちに各務原警察署に通報し、適切な援助を求めます。

3. いじめの未然防止のための取り組み（自己肯定感・有用感を高める取り組み）

- 【教師】 ①すべての生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかった」「できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実します。
- ②すべての生徒が、大切な学級の一員であり、一人ひとりが仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営を充実します。

- 【生徒】 ①いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより生徒会活動等でも定期的に取り上げ、生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導します。
- ②自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対許されない行為等であることについて、「那加中人権宣言」を活用し、仲間を大切にしたい言動ができるよう繰り返し指導します。

4. いじめの早期発見・早期対応・長期にわたる見届け

- 【教師】 ①生徒とともに過ごす時間を増やし、生活の記録等の活用や教育相談を充実させることで、生徒や保護者との信頼関係をつくり、小さな変化に敏感に気付けるよう努めます。
- ②日常的な声かけ、定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に活かすように努めます。
- ③人権・いじめに関する研修を通して、人権感覚などを磨き、適切な対応が取れるようにします。

なお、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあることなどを周知、確認していきます。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・金品をたかられる。
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- 等

- 【生徒】 ①「いじめについて考える」生徒集会を開き、「事例」を用いて日常のあらゆる言動をふり返り、身の回りから「いじめ」だけでなく「いじわる」を無くしていけるよう指導します。
- ②学級においても仲間を大切にした言語環境が整うよう、「那加中人権宣言」を活用したふり返りを行い、日常の言動が相手の立場に立ってできるよう繰り返し指導します。
- ③「インターネットを通じて行われるもの（パソコンや携帯電話等を通して誹謗中傷を書き込んだり、SNS等を利用してメール送ったり仲間外れすることを意味する。）については、生徒自身が意図しなくても、内容・表現等によって、当てを傷つけてしまうこともあることも指導していきます。

5. いじめ問題発生時の対応

- 【教師】 ①いじめの事実が確認できた、あるいは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応します。
- ②いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導にあたります。
- ③定期的実施するアンケートや生活ノート、生徒からの相談によっていじめを発見した場合、教職員は速やかに主任・管理職に報告し、学校内で情報共有します。校長の指導のもと、学校の組織的な対応が図れるようにします。特に、いじめに係る情報を抱え込み、個人で動くことの無いように教職員への周知をしていきます。
- ④学校外の相談窓口（市少年センター、子育て支援課、あすなろ相談室、中央子ども相談センターや、市教育センター「すてっぷ」）と協力し、電話や面接相談を通じて問題の解決に努めます。
- ⑤アンケートの質問票原本等一次資料保存の保存期間は、最低でも当該生徒等が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等二次資料及び調査報告は、指導要録と同じ保存期間を5年する。

- 【生徒】 ①謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚し、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省できるよう指導します。
- ②いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意し、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な指導をします。
- ③いじめに関する謝罪の会をもって安易に解消とすることはしません。「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと」をいじめ被害生徒・加害生徒、双方を日常的に注意深く見届けていきます。

6. いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図るための年間計画（R2改訂）

月	取り組み内容（例）	備 考
4 5	・学校HP上に掲載した「那加中学校いじめ防止基本方針（概要）」を職員研修会で伝え、前年度のいじめの実態と対応等について研修する。…① ・PTA総会資料の中に「那加中学校いじめ防止基本方針」を入れ、家庭へ周知する。…②	6月： 第1回いじめ調査 （記名式） 6月： いじめ未然防止委員会を開催 （昨年度と第1回アンケートの報告）
6 7 8	・いじめアンケートと教育相談を実施する。（1～3年生）…③ ・いじめ未然防止委員会を開催 （委嘱状・昨年度と第1回アンケートの報告）…④ ・生徒向け「ネットいじめに係わる研修」を活用し、研修会を実施する。…⑤ ・SOSの出し方教育を実施する。…⑥ ・職員研修会「ネットいじめを含めた研修会」を開催する。…⑦	
9 10	・前期の取り組みをふり返し、後期の取り組みの見直しをする。…⑧	
11 12	・いじめアンケートと教育相談を実施する。（1～3年生）…⑨ ・「ひびきあいの日」に向けた取り組みで、那加中人権宣言を活用し、全校でいじめ防止対策について考える。…⑩	11月： 第3回いじめ調査 （記名式）
1 2 3	・いじめアンケートと教育相談（1・2年生）を実施する。…⑪ ・今年度のふり返しと次年度の取り組み計画を検討する。…⑫ ・次年度の計画をHP等で公表する。…⑬	2月： 第3回いじめ調査 （1・2年記名式） 3月： 次年度への引き継ぎ

7. いじめの未然防止、早期発見・早期対応のPDCAサイクル

いじめに係わる「PDCAサイクル」を確立し、上記の年間計画に従い、いじめ防止対策を進めていきます。

サイクル	4月～10月（前期）	10月～3月（後期）
P	① ②	① ② ⑧
D	③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	⑨ ⑩ ⑪
C	⑧	⑫
A	⑧	⑬

※令和7年4月改訂